

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る 生活交通確保維持改善計画の認定について

1. 令和 5 年度計画の認定について

令和 4 年 4 月 18 日開催の令和 4 年度第 1 回木更津市地域公共交通活性化協議会において協議させていただいた、令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る生活交通確保維持改善計画について、別紙のとおり国土交通省関東運輸局長から認定されましたのでご報告いたします。

（参考）

当補助金は、現在富来田地区で実施されている自家用有償旅客運送の本格運行後の運行分を対象とするものです。

認定の通知に記載の各年度は、以下を表します。

○令和5年度 令和4年10月～令和5年9月

2. 令和 4 年度補助金の申請について

各補助対象年度の事業完了後、認定された計画に係る運行の補助金申請となります。

令和4年11月末日までに、令和 4 年度分の運行実績に基づき補助金の交付申請を行います。

その後、国から交付決定がなされ、当協議会へ交付され次第、運行事業者（富来田地区まちづくり協議会）に交付します。

（参考）

令和 3 年度 交付申請額 107,000円（令和3年11月申請）

交付時期 令和4年4月

関交企第 130 号
令和 4 年 9 月 29 日

木更津市地域公共交通活性化協議会
会長 轟 朝幸 殿

関東運輸局長 新田 慎二
(公印省略)

令和 5 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画の認定について

令和 4 年 6 月 14 日付け木公協第 9 号で認定申請のあった「令和 5 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 10 条の規定を準用する第 18 条、附則第 2 条により、令和 4 年 9 月 28 日付け国総地第 46 号をもって、国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定したので、通知する。